

京都市告示第651号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 平成31年3月28日 午前10時
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大原野100号線	西京区大原野石見町518番地の2地先から	旧	メートル 516.00	メートル 32.00
	同町597番地の1地先まで	新	516.00	32.00
大原野101号線	西京区大原野石見町595番地の1地先から	旧	110.00	25.00 ~ 47.00
	同町587番地の1地先まで	新	110.00	25.00 ~ 37.50

(建設局土木管理部道路明示課)